

見 積 り 依 頼 説 明 書

鹿児島地方法務局会計課

鹿児島地方法務局の見積り依頼公告（令和7年1月28日付け「令和7年度自動車用燃料供給契約」）に基づく見積りについては、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）及び契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）に定めるもののほか、この見積り依頼説明書によるものとする。

1 調達内容

- (1) 件 名 令和7年度自動車用燃料供給契約
- (2) 契約内容等 別添契約書（案）及び仕様書のとおり
- (3) 予定数量等 仕様書のとおり
- (4) 期 間 令和7年4月1日から令和8年3月31日
- (5) 供給場所 仕様書のとおり

2 見積り合わせ参加資格事項等

- (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
- (3) 令和04・05・06年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」において、D等級以上に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 見積り依頼説明書の交付を受けた者であること。
- (5) 前各号に掲げるほか、支出負担行為担当官が定める資格として、契約の相手方として不適当でなく、契約の相手方として不適当な行為をしない者であること。

なお、契約の相手方として不適当な者及び不適当な行為をする者とは、以下のア及びイに示す者をいう。

ア 契約の相手方として不適当な者

- (ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

イ 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (ア) 暴力的な要求行為を行う者
- (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (エ) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (オ) その他前各号に準ずる行為を行う者

3 事前提出書類等

- (1) 見積りに参加しようとする者は、アに掲げる書面等を準備し、メールアドレスへの送信（押印を省略する場合に限る。）、持参又は郵送（書留郵便又はレターパックプラスに限る。期限必着）により提出すること。

なお、提出した書類等について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

ア 事前提出書類

(ア) 見積り参加申込書（様式1） 1部

(イ) 「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写し 1部

資格審査結果通知書に記載されている住所、会社名、代表者等に変更がある場合は、資格審査結果通知書からの変更が分かる登記事項証明書等を添付すること。

(ウ) 契約の相手方として、不適当な者でないこと、かつ、不適当な行為をする者でないことを誓約する誓約書（役員等名簿付き。）（様式2）
1部

(エ) 「給油所一覧」（様式3）

仕様書の要件を満たす納入場所（給油所）について、所在地、給油所名を記載した一覧表を提出すること。

イ 提出期限

令和7年2月19日（水）午後5時00分（必着）

ウ 提出先

〒892-8511

鹿児島市山下町13番10号

鹿児島地方法務局会計課（担当 長友）

メール kaikei_kagoshima_moj_bal@i.moj.go.jp

TEL 099-219-2112

(2) 代理人による参加

代理人が参加する場合には、見積り参加申込書に委任者の住所（本店又は主たる事務所所在地）、氏名（商号又は名称）のほか、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載し、押印（外国人の署名を含む。）の上、委任状（様式4、5（復代理人を選任する場合のみ。））とともに提出しなければならない。

4 見積りに関する事項

(1) 見積書の作成方法

見積書は、様式6により作成し、見積り者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を加算した金額を記載すること。

なお、免税事業者の場合は、その旨を見積書提出時まで申し出ること。

(2) 見積書の提出方法

見積書は、次のいずれかの方法により提出しなければならない。

ア メールアドレスへの送信（押印を省略する場合に限る。）

件名は「令和7年度自動車用燃料供給契約の見積書の提出について」とし、見積書のデータにパスワードを付し送信すること。

イ 持参

見積書は、封筒に入れて密封し、封筒表に見積り件名及び見積り者名を朱書きするものとする。

ウ 郵送（書留郵便又はレターパックプラスに限る。）

見積書は、封筒に入れて密封し、封筒表に見積り件名及び見積り者名を朱書きするものとする。

(3) 見積書の提出期限

令和7年2月27日（木）午後5時00分（必着）

(4) 見積書の提出場所

前記3(1)ウ

(5) 見積り合わせの日時

令和7年2月28日（金）午前10時00分（非公開）

5 見積りの無効

次の各号の一に該当する見積りは、無効とする。

(1) 参加資格のない者の提出した見積書

(2) 複数の参加者の代理をする者が提出した見積書

(3) 金額を訂正した見積書

(4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書

(5) 公正な競争の執行を妨げた者が作成した見積り又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の見積書

(6) 同一人が作成した金額の異なる2通以上の見積書

(7) 期限までに提示された場所に提出されない見積書

(8) 前各号に掲げるほか、当局の指示に違反し、又は見積りに関する必要な条件を具備していない見積書

6 参加者の義務等

参加者は、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。また、説明の内容については契約の条件となり得るので、実現が確約されることのみ表明することとし、当該書類又は説明の内容に変更があった場合は、前記3(1)ウの場所に連絡をしなければならない。

なお、その説明の内容（変更後の内容を含む）が実現困難と認められるよ

うな場合は、見積り合わせに参加させないことがある。

7 契約の相手方の決定方法及び通知

見積書を提出した者であって、予決令第99条の5の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積りを行った者で、業務を遂行できると支出負担行為担当官が判断した者を契約の相手方とする。

見積り合わせの結果は、令和7年3月7日（金）までに、契約の相手方に決定した者に対して電話連絡により通知する。

なお、当局ホームページ等では、後日、契約者及び契約金額を公表するものとする。

8 契約書の作成

- (1) 契約の相手方に決定した者は、電子調達システムで電子署名を行って契約を締結（以下「電子契約」という。）するものとし、電子契約によることができない場合には、契約担当官等から交付された契約書（案）に記名押印し、速やかに契約書を取り交わす（以下「紙契約」という。）ものとする。
- (2) 紙契約の場合、双方契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。
- (3) この契約は、支出負担行為担当官及び契約の相手方双方が、電子契約による場合は電子署名を、紙契約による場合は双方が記名押印をしなければ確定しないものとする。

9 担当課及び問合せ先

前記3(1)ウ

10 提出書類等に関する押印省略の取扱い

前記3の提出書類（委任状含む。）及び前記4(1)の見積書について、その押印を省略する場合には、当該書類の真正性を担保するため、書類の発行権者（発行権者とは、代表者又は代表者から委任を受けた者をいう。）の氏名、担当者氏名及び連絡先を記載するものとする。

11 その他

- (1) 提出された見積り参加申込書等は、返却しない。
- (2) 参加者は、参加申込後においては、本説明書に掲げた事項の不知又は不明を理由として異議を申し立てることができない。
- (3) 契約に当たっては、契約保証金は免除する。ただし、見積りが契約上の義務を履行しないときは、違約金として、見積金額の100分の5に相当

する金額を鹿児島地方法務局に支払わなければならない。

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨等

契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法（平成4年法律第51号）による。

(5) 契約書作成の要否

要

以上

支出負担行為担当官
鹿児島地方法務局長 殿

見積り参加申込書

下記のとおり、見積り合わせに参加します。

記

1 件 名 令和 7 年度自動車用燃料供給契約

2 添付書類

- (1) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）（写し）
- (2) 誓約書（役員等名簿付き）
- (3) 給油所一覧
- (4) 委任状（代理人で参加する場合）

令和 年 月 日

見積り参加申込者

本店又は事務所等

商号又は名称

代表者の資格及び氏名

⑩

（代理人氏名

⑩）

押印を省略する場合は以下の事項を記入してください。

発行権者氏名

担当者氏名

連絡先

誓 約 書

- 私
 当社

は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

支出負担行為担当官
鹿児島地方法務局長 殿

令和 年 月 日
住所（又は所在地）
社名及び代表者名

⑩

※ 1 押印を省略する場合は以下の事項を記入してください。

発行権者氏名

担当者氏名

連絡先

※ 2 添付書類：役員等名簿（※ 1 に関係なく、必ず添付してください。）

役員等名簿

法人（個人）名：

所在地：

| 役職名 | (フリガナ) 氏名 | 生年月日 |
|-----|--------------|-------------------|
| | () | T S 年 月 日 H |
| | () | T S 年 月 日 H |
| | () | T S 年 月 日 H |
| | () | T S 年 月 日 H |
| | () | T S 年 月 日 H |
| | () | T S 年 月 日 H |
| | () | T S 年 月 日 H |
| | () | T S 年 月 日 H |
| | () | T S 年 月 日 H |

(注) 法人の場合、本様式には、登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。

給油所一覧

| | 庁名 | 法務局各庁所在地 | 給油所 (直営又は提携給油所) | 距離 (Km) |
|----|-----------------|----------------------------|--------------------|---------|
| 1 | 鹿児島地方方法務局 本局 | 〒892-8511 鹿児島市山下町13-10 | (所在地) (給油所名) | |
| 2 | 霧島支局 | 〒899-4332 霧島市国分中央3-42-1 | (所在地) (給油所名) | |
| 3 | 知覧支局 | 〒897-0302 南九州市知覧町郡5405 | (所在地) (給油所名) | |
| 4 | 川内支局 | 〒895-0063 薩摩川内市若葉町4-24 | (所在地) (給油所名) | |
| 5 | 鹿屋支局 | 〒893-0064 鹿屋市西原4-5-1 | (所在地) (給油所名) | |
| 6 | 奄美支局 | 〒894-0034 奄美市名瀬入舟町23-1 | (所在地) (給油所名) | |
| 7 | 種子島出張所 | 〒891-3101 西之表市西之表16314-6 | (所在地) (給油所名) | |
| 8 | 屋久島出張所 | 〒891-4205 熊毛郡屋久島町宮之浦1593-2 | (所在地) (給油所名) | |
| 9 | 南さつま出張所 | 〒897-0006 南さつま市加世田本町50-19 | (所在地) (給油所名) | |
| 10 | 出水出張所 | 〒899-0201 出水市緑町36-1 | (所在地) (給油所名) | |
| 11 | 曾於出張所 | 〒899-8102 曾於市大隅町岩川6491-2 | (所在地) (給油所名) | |

※距離欄には、法務局各庁所在地から各給油所までの距離(km)を、小数点第一位以下は四捨五入し記載すること。

例 2. 2km→2km、2. 8km→3km

(代表者→代理人)

委 任 状

鹿児島地方法務局長 殿

今般、私は、下記の者を令和7年度自動車用燃料供給契約に関し、当社の代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- 1 見積りに関する件
- 2 契約締結に関する件
- 3 代金請求及び領収に関する件
- 4 復代理人選任の件
- 5 上記に付随する一切の件

(注) 委任する事項のみを記載すること

令和 年 月 日

委任者 所在地
名称
代表者氏名

印 (※1)

受任者 住所
氏名

代理人使用印鑑

(※2)

※1 担当者が連絡先を明記した場合は、代表者の押印を省略することができる。

※2 受任者が見積書に押印する場合は、その印鑑につき「代理人使用印鑑」欄に押印すること。

担当者 氏名
連絡先

(代理人→復代理人)

委 任 状

鹿児島地方法務局長 殿

今般、私は、下記の者を令和7年度自動車用燃料供給契約に関し、当社の代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- 1 見積りに関する件
- 2 契約締結に関する件
- 3 上記に付随する一切の件

(注) 委任する事項のみを記載すること

令和 年 月 日

委 任 者 所 在 地
 名 称
 代表者氏名

受 任 者 住 所
 氏 名

印 (※1)

復 代 理 人 住 所
 氏 名

| |
|------------------|
| 復代理人使用印鑑 (※2) |
| |

※1 担当者が連絡先を明記した場合は、受任者の押印を省略することができる。

※2 復代理人が見積書に押印する場合は、その印鑑につき「復代理人使用印鑑」欄に押印すること。

担当者 氏 名
 連絡先

見 積 書

| | レギュラーガソリン |
|------------------------------------|-----------|
| 本土分 | |
| ① 令和6年12月現在における1リットル当たりの鹿児島県本土平均価格 | 181円 |
| ② ①の税抜き価格(①の価格を1.10で割り、小数点以下切捨て) | 164円 |
| ③ 調整額(加算減算額) | 円 |
| ④ 本土分調整後単価(④=②+③) | 円 |
| ⑤ 本土分見積額(④×4, 150リットル) | 円 |
| 離島分 | |
| ⑥ 令和6年12月現在における1リットル当たりの鹿児島県離島平均価格 | 199円 |
| ⑦ ⑥の税抜き価格(⑥の価格を1.10で割り、小数点以下切捨て) | 180円 |
| ⑧ 調整額(加算減算額) | 円 |
| ⑨ 離島分調整後単価(⑨=⑦+⑧) | 円 |
| ⑩ 離島分見積額(⑨×400リットル) | 円 |
| ⑪ 小計(⑤+⑩) | 円 |
| ⑫ 消費税及び地方消費税(10%) | 円 |
| ⑬ 見積額(⑪+⑫) | 円 |

※見積額算出時における①及び⑥の価格は、鹿児島県が公表する「鹿児島県のガソリン価格(令和6年度)中、「令和6年12月」の本土平均価格及び離島平均価格とする。

令和 年 月 日

鹿児島地方法務局

支出負担行為担当官 林 健 児 殿

本 店

商 号

代 表 者

⑨

(上記代理人

⑨)

押印を省略する場合は、以下の事項を記入してください。

発行権者氏名

担当者氏名

連絡先